

士幌町省エネ家電買換え促進補助交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2050年ゼロカーボンに向けて、本町における温室効果ガスの排出量の削減を図ることを目的とし、省エネ家電への買換えを促進する士幌町省エネ家電買換え促進補助金制度（以下「補助制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ家電 経済産業省が定める統一省エネラベルにおいて、目標年度2021年度における省エネ基準達成率が100%以上（省エネ性能マークが緑色）のものをいう。
- (2) 冷蔵庫 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の対象となる電気冷蔵庫をいう。
- (3) 町内業者 士幌町内に事業所等を有する事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 士幌町に住民票のある者又は士幌町に本社がある事業者
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 過去に補助制度の交付決定を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、冷蔵庫の購入及び設置に必要な経費とする。

(補助の要件)

第5条 補助の対象となる冷蔵庫の要件は、別表のとおりとする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1とし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、補助金の上限額は、

10万円とする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼誓約書（第1号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に関する費用の内訳が記載された見積書等の写し
- (2) 買換え前の冷蔵庫の製造日が申請日を基準として10年を経過していることを証明するもの
- (3) 事業者にあつては登記簿謄本の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請期間は、交付申請をする日の属する年度の3月15日を期限とする。ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日（以下「土日祝日」という。）に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日で土日祝日でない日を期限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、交付予定額が、予算の範囲を超えた場合は、その時点をもって申請の受付を終了するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、適正と認めた場合は補助金の交付決定を行い、その決定の内容及び必要な条件を付して補助金交付決定通知書兼変更等承認書（第2号様式）により通知する。

(変更等の承認申請)

第9条 前条の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、本補助事業の内容を変更しようとする場合においては、あらかじめ補助金交付変更等承認申請書（第3号様式）に関係書類を添えて町長に提出し、承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。

(変更等の承認)

第10条 町長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金交付決定通知書兼変更等承認書（第2号様式）により、当該申請者にその結果を通知する。

(補助事業の実績報告等)

第11条 補助事業者は、事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日（土日祝日に当たる場合はその前日においてその日に最も近い日で土日祝日でない日）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（第4号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 買換え後の冷蔵庫の設置状況及び型式が分かる写真
- (2) 買換え後の冷蔵庫の費用の内訳が記載された領収書の写し
- (3) 買換え前の冷蔵庫をリサイクルしたことを証明する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定通知等）

第12条 町長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めた場合は、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第13条 補助事業者は、補助の対象となった冷蔵庫を別表に定める法定耐用年数を経過することとなるまで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 町長は、補助金の交付を受けた者が別表に定める法定耐用年数を経過せずに冷蔵庫を処分した場合には、その収入の有無を問わず補助金の全部又は一部を町に返還させることができる。

（補助金の交付決定の取消し等）

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 前条第1項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付決定及び補助金を受けたとき。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(状況調査)

第16条 町長は、必要に応じて補助金の交付対象となった冷蔵庫の設置状況の調査を行うことができる。

(協力の要請)

第17条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を依頼することができる。

- (1) 冷蔵庫の導入に係るアンケート調査等
- (2) その他町長が協力依頼する事項

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(効力)

2 この訓令が効力を失った後も第5条、第13条及び別表に規定する法定耐用年数に関する事項については、なおその効力を有する。

別表（第5条、第13条関係）

要件	<ul style="list-style-type: none">・買換え前の冷蔵庫の製造年月日が第7条に規定する申請の日を基準として10年を経過していること・買換え前の冷蔵庫について、リサイクルしたことを証明すること。ただし、そのリサイクル費用は、補助対象経費の対象外とすること。・買換え後の冷蔵庫は、町内業者から購入すること。・買換え後の冷蔵庫が未使用品（中古品は対象外）かつ、第2条第1号に規定する省エネ家電に該当すること。・買換え後の冷蔵庫は、性能が保証され、サポート等がメーカー等によって確保されていること。
法定耐用年数	6年